

「DVP決済方式の推進と清算機能の活用等に関する  
ワーキング・グループ」(第3回)議事要旨

【開催日時】 平成12年7月26日(水) 午前10時~12時

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

- 【主な議題】
1. 上場株式DVPのセーフ・ガード措置及び株式一般振替のセーフ・ガード措置構想の概要
  2. 当面の緊急的課題についての中間的整理について
  3. 証券・資金のセーフ・ガード措置
  4. 各種リスク対策措置の管理方法

【議事要旨】

はじめに、東京証券取引所から、上場株式DVPのセーフ・ガード措置について、続いて証券保管振替機構から株式一般振替のセーフ・ガード措置構想の概要について、それぞれ報告が行われた後、これらを参考に審議に入った。

1. 上場株式DVPのセーフ・ガード措置及び株式一般振替のセーフ・ガード措置構想の概要

(1) 東京証券取引所におけるセーフ・ガード措置についての報告

流動性資金の確保(清算銀行との当座貸越契約の締結)

いわゆるデフォルト・ファンド(損害補償のラストリゾートとして機能する違約損失準備金及び清算基金)

参加者資格(財務状況・業務執行体制などの加入時審査及び継続的財務状況のモニタリング)

その他(各種証拠金等について)

(2) 証券保管振替機構における一般振替DVPの基本的枠組みにおけるリスク管理の考え方(アウトライン)についての報告

DVPの形態(グロス=ネット型DVP)

リスク管理の概要(元本リスク及び流動性リスクの削減の仕組み)

決済を完了させるための資金(参加者基金及び銀行与信枠)

リスク管理のための振替実行条件(差引支払限度額及び余裕値に係る条件)

資金決済不履行発生時の対応(決済日当日及び決済日の翌営業日の対応)

一般振替DVPを利用する参加者(DVP利用の要件)

## 2. 当面の緊急的課題に係る中間的整理について

これまでに指摘された当面の緊急的課題として、事務局より報告した事項は、次のとおりである。

- ・ 決済途上にある証券の「担保」化
- ・ 他人資産を基にした担保権の確保
- ・ 清算機関が有する担保権に係る優先権の確立
- ・ グローバル・カストディアン等に預託された証券の利子に係る非課税措置の確保

主な意見は、次のとおりである。

- ・ 決済途上にある証券の「担保」化については、DTCのように振替途上にある証券の評価額を担保として算入する処理により対応する方向性が考えられるが、我が国における法制化の要否を明確化したい。
- ・ 我が国では清算機関が有する担保権に係る優先権の確立について、現行法下で清算機関が業務規程等に対応すれば問題ないのではないかとの意見があるとともに、セーフ・ガード措置等に関連する事項であり、確固たる法的根拠が必要となる可能性も否定できないのではないかとの意見があった。

## 3. 証券・資金のセーフ・ガード措置

主な意見は、次のとおりである。

- ・ セーフ・ガード措置については、安全性を重視するあまりコスト高となり、利用者に負担がかかることとの調整が必要である。コストを抑えるためには、幅広い有価証券をカバーすることにより、効率の良いシステムにすることを検討する必要がある。
- ・ セーフ・ガード措置については、そのルールが合理的であれば、例えば諸外国に対しても通用でき、基本的には当事者間の契約のみで十分であると考えられる。しかし、第三者対抗要件の観点からは問題が生ずる場合に法的整備について議論を行う必要がある。
- ・ セーフ・ガード措置の内容については、基本的にサービスの提供者が判断し、ユーザーが選択すべき事項と考える。

また、全体を通じた議論として、次の意見があった。

- ・ 実務上の環境整備を行うための法的整備を検討するのか、実務上望ましい清算機能について検討するのか、明確にすべきである。

- ・ 来年度の法改正を目指す場合には、現行制度を前提に改善していくアプローチが必要であるとともに、あるべき証券決済法制の議論も理想論としては必要である。そのような意味で、清算機関がどのような機能を果たすかは、そのセーフ・ガード措置がどうなっているかということと密接に関連しているため、まず実務の面からあるべきセーフ・ガード措置の議論を行い、コンセンサスを得るべきである。

最後に、神作座長より、今後の進め方について、「次回は、『望ましい決済制度の姿を実現するための条件整備』について御審議いただくこととする。それに先立って、事務局から質問事項をお送りさせていただき、その回答を整理した資料に基づいて議論を進めることを予定している。」旨の発言があり、今回の会合は終了した。

#### 【今後の予定】

次回会合は9月上旬に開催する予定。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又はお電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部

電子メール：saiken@jsda.or.jp

電話：03-3667-8456